

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-漁業分野の基準について-」の一部改正について

令和元年11月29日

「漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領(平成30年12月25日法務省・警察庁・外務省・厚生労働省・農林水産省)の一部改正に伴って、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-漁業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P3	第1 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用要領(抜粋)	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 漁業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。 あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：①漁業に係る漁具の積込み・積下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修及び自家原料を使用した製造・加工・出	第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 1号特定技能外国人が従事する業務 漁業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。 あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例：①漁業に係る漁具の積込み・積下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修及び自家原料を使用した製造・加工・出

			<p>荷・販売等，②養殖業に係る梱包・出荷及び自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等）に付随的に従事することは差し支えない。</p> <p>なお，漁業分野の対象は，以下の日本標準産業分類に該当する事業者又は当該分類に関連する業務を行う事業者が行う業務とする。</p> <p>03 漁業（水産養殖業を除く）</p> <p>04 水産養殖業</p>	<p>荷・販売等，②養殖業に係る梱包・出荷及び自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等）に付随的に従事することは差し支えない。</p>
2	P7-8	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【関係規定】</p> <p>分野別運用要領(抜粋)</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性</p> <p>漁業分野において受け入れる1号特定技能外国人が，必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については，次のとおりとする。</p> <p>(1) 運用方針5(1)アの業務区分</p> <p>漁船漁業に関連する第2号技能実習（漁船漁業職種8作業：かつお一本釣り漁業，延縄漁業，いか釣り漁業，まき網漁業，ひき網漁業，刺し網漁業，定置網漁業，かに・えびかご漁業）を修了した者については，当該技能実習で修得した技能が，魚群を探し，適切な漁具・漁労機械を選択して，水産動植物を採捕し，その鮮度を保持するために用いられるという点で，1号特定技能外国人が従事する業</p>	<p>第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項</p> <p>2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価</p> <p>(1) 漁業分野において受け入れる1号特定技能外国人が，必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については，次のとおりとする。</p> <p>ア 運用方針5(1)アの業務区分</p> <p>漁船漁業に関連する第2号技能実習（漁船漁業職種8作業：かつお一本釣り漁業，延縄漁業，いか釣り漁業，まき網漁業，ひき網漁業，刺し網漁業，定置網漁業，かに・えびかご漁業）を良好に修了した者については，当該技能実習で修得した技能が，魚群を探し，適切な漁具・漁労機械を選択して，水産動植物を採捕し，その鮮度を保持するために用いられるという点で，1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能</p>

			<p>務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が漁船漁業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても漁業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の試験を免除する。</p> <p>(2) 運用方針5(1)イの業務区分</p> <p>養殖業に関連する第2号技能実習(養殖業職種1作業:ほたてがい・まがき養殖作業)を修了した者については、技能実習で修得した技能が、適切な養殖資材を選択して、水産動植物を養殖し、収穫(穫)するために用いられるという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が養殖業職種に属する作業のいずれに係るものであっても養殖業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の試験を免除する。</p>	<p>の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が漁船漁業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても漁業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。</p> <p>イ 運用方針5(1)イの業務区分</p> <p>養殖業に関連する第2号技能実習(養殖業職種1作業:ほたてがい・まがき養殖作業)を良好に修了した者については、技能実習で修得した技能が、適切な養殖資材を選択して、水産動植物を養殖し、収穫(穫)するために用いられるという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が養殖業職種に属する作業のいずれに係るものであっても養殖業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(2)の試験を免除する。</p> <p>(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。</p>
3	P8	第2 特定技能外国	○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に	○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に

		人が有すべき技能水準	応じ、本要領別表に記載された技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。	<p>応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。</p> <p>○ 本要領別表に記載された職種・作業以外の技能実習2号を良好に修了した者については、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されます。</p>
4	P9	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【確認対象】</p>	<p>○ 技能水準を証するものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業技能測定試験（仮称）（漁業）の合格証明書の写し ・ 漁業技能測定試験（仮称）（養殖業）の合格証明書の写し <p>○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・ 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し 	<p>○ 技能水準を証するものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業技能測定試験（仮称）（漁業）の合格証明書の写し ・ 漁業技能測定試験（仮称）（養殖業）の合格証明書の写し <p>○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・ 日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し <p>*ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト、日本語能力試験（N4以上）のいずれの試験も免除されません。</p>
5	P9	<p>第2 特定技能外国人が有すべき技能水準</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<技能実習2号修了者の場合>	<本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合>
6	別表	別表(漁業)		<p>（注）修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験（N4</p>

				以上) のいずれの試験も免除されます。
--	--	--	--	---------------------